

暫定処置による専門医・指導医に関する規則

1. 暫定処置による専門医について

1) 暫定処置による専門医の条件

- i 本学会会員(新規入会者を含む)で細則に定める基本領域学会の専門医(総合内科専門医、外科専門医、病理専門医、放射線科専門医、小児科専門医、救急科専門医)、あるいは、サブスペシャルティ領域の専門医(消化器病専門医、消化器外科専門医、消化器内視鏡専門医、小児外科専門医)であること。
- ii 専門医審議委員会で推挙し、理事会で専門医としての十分な資格があると認められた者。

2) 暫定処置の選考・認定時期

- i 認定時期:2013年7月～9月(以後、2016年まで同時期実施)
 - ii 認定日:11月1日
- *2016年までに申請・認定された暫定専門医は、2016年、2017年の2年間(3月から5月)において、暫定専門医に限定した正規専門医の申請が行える。

3) 暫定処置による専門医の認定期間

- i 取得日から5年間とする。

4) 暫定処置による専門医の更新条件

- i 本学会会員であること。
- ii 暫定処置による専門医は、暫定取得期間(5年)終了時まで、正規の資格試験ならびに別に定める臨床実績の書類審査の合格をもって、正式な専門医と認定する。
- iii 臨床実績は、研修カリキュラムに準じて、別に定める基準によって評価する。
- iv 2017年度までに正規の専門医を取得しない場合、暫定専門医資格を1回更新できる。

5) 別に定める臨床実績の審査

- i 臨床実績については、暫定的な取得期間より以前の臨床実績も含む。
- ii 臨床実績については、書類審査とする。

6) 暫定処置による専門医認定手数料について

- i 専門医審査料1万円、専門医認定料2万円の計3万円とする。但し、認定医が暫定専門医になる場合には、審査料1万円のみとする。
 - ii 暫定処置による専門医更新時にかかる手数料は、審査料は無料、専門医更新認定料2万円とする。
 - ii 暫定処置による指導医・指導施設認定手数料については、無料とする。
- 7) 暫定処置実施期間
 - i 暫定処置実施期間は、専門医制度施行の2013年から5年間とし、2016年より暫定専門医資格取得者限定で正規の資格試験を開始する。
 - ii 暫定処置による専門医資格の取得者は、同期間中に、正規の資格試験を受験することができる。
- 2. 暫定処置による指導医について
 - 1) 暫定処置による指導医の条件
 - i 専門医を育成するために消化管疾患に関する豊富な学識と経験を有すること。
 - ii 申請時において本学会の会員であること。
 - iii 暫定処置による指導医は、本会専門医の資格を有さない場合、日本消化管学会胃腸科専門医制度規則細則で定める基本領域学会の専門医または認定医であること。
 - 2) 指導医の暫定期間について
 - i 指導医の暫定期間は取得日から5年間とする。
- 3. 暫定処置による指導施設について
 - 1) 指導施設の条件
 - i 消化管疾患の診療に利用可能な病床として常時30床以上有すること（ただし、専門医審議委員会で推挙し、理事会で指導施設として十分な資格があると判断した場合は必ずしもこの限りではない）。
 - ii 指導医1名以上が勤務していること（常勤）。
 - iii 指導医の責任の下に十分な指導体制がとれること。
 - iv 研修カリキュラムに基づく研修が可能であること。

付則：本特別規則は最終の暫定指導医・指導施設の資格取得後5年をもって廃止する。

以上